

山梨県公報

第千三百五十号

平成十五年

一月二十日

月 曜 日

目次

告示

道路の供用開始(二件)……………一五

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)……………一五

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………一六

開発行為に関する工事の完了について……………一七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………一七

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一八

告示

山梨県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年二月十日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年一月二十日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四六九号	南巨摩郡南部町十島字峠三三二 四番の三地先から 南巨摩郡南部町十島字峠三三〇 三番地先まで	二七二・二	平成十五年一月三十日

山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路

の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年二月十日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年一月二十日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四二三号	南都留郡道志村字表尻二〇四一 番の一地内	三五・〇	平成十五年一月二十日

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年五月二十日まで縦覧に供する。
平成十五年一月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社公正屋 代表取締役 井上公正	北都留郡上野原町松留四百六十五番地の三

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 公正屋大月東店
 (二) 所在地 大月市七保町葛野字中原二百十番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社公正屋 代表取締役 井上公正	北都留郡上野原町松留四百六十五番地の三

小高幸一	北都留郡上野原町上野原三千四百四十六番地の十一
有限会社愛光社 代表取締役 大久保博志	北都留郡上野原町上野原千六百十番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年八月二十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九平方メートル

三 届出年月日

平成十四年十二月二十五日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年五月二十日まで縦覧に供する。
平成十五年一月二十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 天野 建

氏名又は名称	住 所
有限会社八光企業管理センター 代表取締役 渡邊恭久	東八代郡石和町四日市場千七百四十五番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 包 石和店

(二) 所在地 東八代郡石和町四日市場字大口町千七百四十五番

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆夫	東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年八月二十八日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千五百八十八平方メートル

三 届出年月日

平成十四年十二月二十七日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年五月二十日まで縦覧に供する。
平成十五年一月二十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 天野 建

氏名又は名称	住 所
小野興業株式会社 代表取締役 小野良平	甲府市中央一丁目五番四号
中央興業株式会社 代表取締役 小野樹	甲府市中央一丁目五番二号
株式会社穴水商店 代表取締役 穴水正澄	甲府市中央一丁目一番二十二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 甲府銀座ビル

(二) 所在地 甲府市中央一丁目七十一番

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一万十四平方メートル	九千五十七平方メートル

- 3 変更の年月日
平成十五年一月六日
- 三 届出年月日
平成十四年十二月二十六日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十五年一月二十日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
大月市大月町花咲字宮ノ西三八二、四七五の四、四七五の一、四七六の一、四七六の三、四七六の四、四七七の一、四七八、四八〇、四八一の一、五〇〇及び五〇一の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大月市猿橋町殿上十五番地 佐藤葬祭株式会社 代表取締役 佐藤剛

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十五年一月二十日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北都留郡上野原町八ツ沢字花柄三三の三、六九三の一、六九三の三、七一〇の一、七一〇の三、一一七四の二、一一二〇、一一二八の一、一一九三の二四、一一九三の一五の一部、一一九三の一六、一一九三の一七、一一九三の一八、一一九三の一九、一一九三の二〇、一一九三の二一、一一九三の二二、一一九三の二三、一一九三の二四、一一九三の二五、一一九三の二六、一一九三の二七、一一九三の二九、一一九三の三〇、一一九三の三一、一一九三の三二、一一九三の三三、一一九三の三四、一一九三の三五、一一九三の四〇、一一九三の四九、一一九三の〇八、一一九三の一、一一九三の一五、一一三三〇の一、一一八六の一、一一九九の二〇、一一三三四の一、一一三三六、一一五六二の九、一一五六二の九、一一五六六、一一五六七、一一五六八、一一五六九、一一五七四、一一五七五、一一五七六の一、一一五七七の一、一一五八二、一一五八五、一一五八六、一一五八九、一一五九七、一一五九九、二六〇の一、二六〇の二、二六〇の一

三、二六〇の一の四、二六〇の一の一、二六〇の一の二、二六〇の一の二四及び二六〇二並びに鶴川字鷲ヶ崎一一一一、一一一一二、一一一一三、一一一一三及び一一二四

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 緑地 下路 防火水 防槽	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、富士北麓・東部地域振興局大月建設部及び上野原町に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十五番二号 株式会社フジタ

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十五年一月二十日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡河口湖町小立字生木塚三八二〇の五、三八二四の三、三八二六の一、三八二七の一、三八二八の一及び三八二九の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都留市田原二丁目十三番一号 有限会社三洋 代表取締役 堀江洋二郎

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十五年一月二十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第十中

一、一八三	国道一三九号線	都留市上谷三丁目三番二〇号先（道志入口）交差点	一	都留	平成一五年一月二〇日 告示第三号
一、一八三	国道一三九号線	都留市上谷三丁目三番二〇号先（道志入口）交差点	一	都留	平成一五年一月二〇日 告示第三号
一、九二九	国道二〇号線	大月市大月町花咲一、六一八番地先（北都留合同庁舎入口）	一	大月	平成一五年一月二〇日 告示第三号
一、九二九	国道二〇号線	大月市大月町花咲一、六一八番地先（北都留合同庁舎入口）	二	大月	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九四六	村道一三三号線	中巨摩郡八田村榎原七九三番地先（中央公民館東交差点）	一	小笠原	平成一四年一月二〇日 告示第七七号

四、九四六	村道一三三号線	中巨摩郡八田村榎原七九三番地先（中央公民館東交差点）	一	小笠原	平成一四年一月二〇日 告示第七七号
四、九四七	県道甲山梨線	甲府市下積翠寺町七八番地の先（白山神社南側交差点）	一	甲府	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九四八	県道甲玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町中楯一、三二二番地先（松野源六方西側交差点）	一	府南甲	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九四九	町道二〇一〇号線	中巨摩郡田富町山之神三、六二五番地の先（サンドラッグ北西角交差点）	一	府南甲	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九五〇	町道四九七号線	中巨摩郡田富町東花輪四三六番地の先（フレンドリーはなわ北側）	一	府南甲	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九五一	町道五〇二号線	中巨摩郡田富町東花輪四三六番地の先（フレンドリーはなわ東側）	一	府南甲	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九五二	国道二〇号線	北巨摩郡白州町鳥原二、九一三番地先（町民体育館入口）	一	長坂	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九五三	町道一〇一〇号線	北都留郡上野原町八ツ沢二、三九〇番地の先（帝京科学大学学生駐車場北側交差点）	一	原上野	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九五四	町道一〇一〇号線	北都留郡上野原町八ツ沢二、三九〇番地の先（南明和精工北東側丁字路交差点）	一	原上野	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九五五	町道一〇一〇号線	北都留郡上野原町八ツ沢二、三九〇番地の先（コンビニエンスストア北側丁字路交差点）	一	原上野	平成一五年一月二〇日 告示第三号
四、九五六	町道一〇一〇号線	北都留郡上野原町八ツ沢二、三九〇番地の先（町道テクノパーク一〇一〇号線との丁字路交差点）	一	原上野	平成一五年一月二〇日 告示第三号

に改める。

別表第十四中

五九、一	五八、一	五七、一	五六六	五六六
線西金市 二鳥道 号居道	道松市 線原 参道	芝り松市 原支山 線線通 道	線裏市 一道 号西	号西市 線裏 一道
方地吉から一三富 ま先田から先八士 で(三富(赤九七市 浦土土坂七番市 力四〇市上上 コ番上)科)の ウ番上)地)田	り先田ら早〇富 郵(富三富川二士 便(土八土番番吉 局士七土スト地市 (七吉田ア)一松 ま本吉田市)先山 で通地)上)か(一	で羽山かへ丁富 の田一ら熱目士 側男二富海五吉 (九番番番番番市 商番番番番番市 店地地地地地市 (先市市市市市 ま)松)松)松)先二	両セ地市)一富 側ン先下)から〇士 (タ(株)田一〇吉 一)モリ七正九市 まシ七ふ番九市 でのタ番田ん地吉 ののののののの田	ま先下)一富 で(熱海三〇八番士 海田三〇八番士 屋三〇八番士 食三〇八番士 堂三〇八番士 地三〇八番士 市三〇八番士 店三〇八番士 二三〇八番士
二〇〇	一九〇	四八〇	六五〇	一、二五〇
車 両	車 両	車 両	車 両	車 両
二〇	二〇	二〇	二〇	二十
吉富 田土	吉富 田土	吉富 田土	吉富 田土	吉富 田土
三・六二・二 号五二・二	三・六二・二 号五二・二	告二平九・一 示五・一八 九号	号〇年平成一五 告示日一月二五 示第三	三・五三・八 四一七 号七・八

九一、四	九一、四	五九、一	五八、一	五七、一
号線地八農広 線第区ケ団域 一幹岳地营	号線地八農広 線第区ケ団域 一幹岳地营	二鳥市 号居道 線西金	線原市 参道 道松	原支山市 線線通 芝り松
点白、摩沢へ一北 (旗二郡北リ二巨 ま神四側ゾ九摩 で社一泉)ナ番郡小 の北番村かレの淵 側交先戸北小一沢 側交先八巨淵先町	側交花八大点沢へ一北 差山八泉)側ゾ九摩 (庄三村か側ゾ九摩 南番西から丁ナ番郡小 方地井北字レの淵 で十先出巨路レの淵 の字へ三摩交小一沢 両路立、郡差淵先町	の所地吉から一三富 両先田三富(八九市 側駐(山三富(白九吉 車(山口九吉岩五番上 場)染四田田産番地 で物〇市業)の)田	便富、士(へ丁富 局土八吉早目士 (吉七田一市方二田 (七田一市)番番市 ま田番上)から八松 で本番上)吉八号山 の通地吉上)田三富 両り先)田三富 側郵)側	側団先ら(へ丁富 機(消目土熱海五吉 (庫)防八吉屋番番市 ま団番一市堂)号松 での五第〇松)号山 の分五号山)か先二
七 七〇〇	七 二五〇	二〇〇	一九〇	四八〇
除け原車 く、ん付両 を引、	を引、(車 除け原 く、ん付 を引、	く、け車 (を)ん両 除引(く、け車 (を)ん両 除引(く、け車 (を)ん両 除引(
四〇	四〇	三〇	三〇	三〇
長坂	長坂	吉富 田土	吉富 田土	吉富 田土
号告〇年平成一五 示日一月二五 示第三	号告五年平成一三 示日二月一 示第四	号告〇年平成一五 示日一月二五 示第三	号告〇年平成一五 示日一月二五 示第三	号告〇年平成一五 示日一月二五 示第三

を

一〇、五八二	一〇、五八二	七二、五
市道	市道	県道大狩
都留市桂町七三二番地の先(佐藤紀一方南側・北進車両)	都留市桂町七三二番地の先(佐藤紀一方南側・北進車両)	都留市大幡二、八〇番地(安田久〇方西側交点)から大月市柴田栄造方(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点
都留	都留	都留
平成一四年二月九日告示第七七号	平成一四年二月九日告示第七七号	平成一四年二月九日告示第七七号

を

一〇、五八三	一〇、五八三	七二、五
市道徳才	市道徳才	県道大狩
都留市徳行四丁目五番三号先(マンズリーマンシヨン東側・北進車両)	都留市徳行四丁目五番三号先(マンズリーマンシヨン東側・北進車両)	都留市大幡二、八〇番地(安田久〇方西側交点)から大月市柴田栄造方(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点
都留	都留	都留
平成一五年一月二〇日告示第三号	平成一五年一月二〇日告示第三号	平成一四年二月九日告示第七七号

を

一〇、五八四	一〇、五八四	七二、五
市道徳(1)	市道徳(1)	県道大狩
甲府市徳行四丁目六番二四号先(中央クリーニング徳行店北側・西進車両)	甲府市徳行四丁目六番二四号先(中央クリーニング徳行店北側・西進車両)	都留市大幡二、八〇番地(安田久〇方西側交点)から大月市柴田栄造方(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点
甲府	甲府	都留
平成一五年一月二〇日告示第三号	平成一五年一月二〇日告示第三号	平成一四年二月九日告示第七七号

を

一〇、五八二	一〇、五八二	七二、五
市道	市道	県道大狩
都留市桂町七三二番地の先(佐藤紀一方南側・北進車両)	都留市桂町七三二番地の先(佐藤紀一方南側・北進車両)	都留市大幡二、八〇番地(安田久〇方西側交点)から大月市柴田栄造方(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点
都留	都留	都留
平成一四年二月九日告示第七七号	平成一四年二月九日告示第七七号	平成一四年二月九日告示第七七号

を

一〇、五八三	一〇、五八三	七二、五
市道徳才	市道徳才	県道大狩
都留市徳行四丁目五番三号先(マンズリーマンシヨン東側・北進車両)	都留市徳行四丁目五番三号先(マンズリーマンシヨン東側・北進車両)	都留市大幡二、八〇番地(安田久〇方西側交点)から大月市柴田栄造方(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点(柴田栄造方)の東側交点
都留	都留	都留
平成一五年一月二〇日告示第三号	平成一五年一月二〇日告示第三号	平成一四年二月九日告示第七七号

一〇、五九四	町道ノ四ノパテ	北都留郡上野原町八ツ沢二、九三番地の先(町道ノ四ノパテ線との交差点東側・西進車両)	上野原	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五九三	町道ノ四ノパテ	北都留郡上野原町八ツ沢二、九三番地の先(町道ノ四ノパテ線との交差点東側・西進車両)	上野原	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五九二	町道ノ二ノパテ	北都留郡上野原町八ツ沢二、九三番地の先(町道ノ二ノパテ線との交差点東側・西進車両)	上野原	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五九一	町道ノ三ノパテ	北都留郡上野原町八ツ沢二、九三番地の先(町道ノ三ノパテ線との交差点東側・西進車両)	上野原	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五九〇	町道ノ二ノパテ	北都留郡上野原町八ツ沢二、九三番地の先(町道ノ二ノパテ線との交差点東側・西進車両)	上野原	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五八九	町道ノ一ノパテ	北都留郡上野原町八ツ沢二、九三番地の先(町道ノ一ノパテ線との交差点東側・西進車両)	上野原	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五八八	広域農道一ノ号	北巨摩郡大泉村谷戸八、二四〇番地の先(北進車両)	長坂	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五八七	広域農道二ノ号	北巨摩郡大泉村谷戸八、二四〇番地の先(北進車両)	長坂	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五八六	広域農道三ノ号	北巨摩郡大泉村谷戸八、二四〇番地の先(北進車両)	長坂	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五八五	広域農道四ノ号	北巨摩郡大泉村谷戸八、二四〇番地の先(北進車両)	長坂	平成一五年一月二〇日告示第三号
一〇、五八四	市道徳(1)	甲府市徳行四丁目六番二四号先(中央クリーニング徳行店北側・西進車両)	甲府	平成一五年一月二〇日告示第三号

に改める。
別表第十六中

一〇、六〇三	一〇、六〇二	一〇、六〇一	一〇、六〇〇	一〇、五九九	一〇、五九八	一〇、五九七	一〇、五九六	一〇、五九五
町道 ノク ノク 五ノ パテ 線	町道 ノク ノク 四ノ 四ノ パテ 線	町道 ノク ノク 三ノ 四ノ パテ 線	町道 ノク ノク 一ノ 四ノ パテ 線	町道 ノク ノク 四ノ 四ノ パテ 線	町道 ノク ノク 三ノ 四ノ パテ 線	町道 ノク ノク 三ノ パテ 線	町道 ノク ノク 五ノ パテ 線	町道 ノク ノク 二ノ 四ノ パテ 線
北都留郡上野原町八ツ沢二、一ノ 三番地一〇先(町道)との交差点 北側・南進車両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、二 九番地一〇先(町道)との交差点 側・南進車両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、二 九番地八先(株)ミツモト東 側・西進車両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、三 五番地八先(株)ミツモト南 側・南進車両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、一 九番地三三先(町道)との交差点 北進車両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、六 一番地二〇先(町道)との交差点 東進車両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、六 一番地八先(東京工業 団地)内多目的公園北側・東進車 両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、一 九番地五先(町道)との交差点 西側・東進車両)	北都留郡上野原町八ツ沢二、一 九番地一先(ＪＲ東日本 送電線)上二二先(北側・南進車 両)
上野原	上野原	上野原	上野原	上野原	上野原	上野原	上野原	上野原
平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号	平成一五年一月 二〇日 告示第三号

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番